

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

② 事業者情報

経営法人・設置主体（法人名等）												
名称：	社会福祉法人ポプラ福祉会 城東こども園				種別：	幼保連携認定認定こども園						
代表者氏名：	崎濱 盛喜				定員（利用人数）	45（45）名						
施設長氏名：	村上 昭二					（利用室数）：	（3）室					
所在地：	〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町2丁目74番地1					電話番号：	098-887-3588					
開設年月日	平成30年4月1日					ホームページ：						
職員数	常勤：（ 12 ）名、 非常勤：（ 3 ）名、 計：（ 15 ）名											
専門職員の人数	保育教諭	（ 6 ）名			保育士	（ 1 ）名						
	特別支援教諭	（ ）名			小学校教員免許	（ ）名						
	調理師	（ ）名				（ ）名						
職員の状況に関する事項												
	園長		教頭		主幹保育教諭		保育教諭		保育士		特別支援ヘルパー	
常勤	1	名		名	1	名	4	名	1	名	3	名
非常勤		名		名		名	2	名		名		名
	調理員・栄養士		事務員		嘱託医		薬剤師		用務員		計	
常勤		名	1	名		名		名	1	名	12	名
非常勤		名		名	(2)	名	(1)	名	1	名	3	名
施設・設備の概要		仮園舎 保育室 (3) 事務所 (1)										

③ 理念・基本方針

保育理念：よりよく生きる力の基礎を育てる

- ・子ども一人一人の人格を尊重し、子どもにとって最善の利益をめざします。
- ・子ども本来の持てる力を大切に、生活や様々な遊びを通して生きる力の基礎を引き出し、大切に育てます。

経営方針：仕事を心から愛し、最善を尽くす。

- ・職員一人ひとりが専門知識と技術の更なる向上を図り、質の高い教育・保育を提供する。
- ・経営理念を共有し、共に心と力を合わせて魅力あるかつ働き甲斐のある職場を作る。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】

健康診断と歯科検診を年2回しています。提携先の病院（医師・歯科医師）は小学校と同じなので、小学校との接続性があります。

登園時に健康観察および体温表を提出しています。熱中症対策のため水分をこまめにあげています。

【食事】

姉妹園である「しゅりの泉こども園」より毎日運搬しています。食材は県産品、国産品を使用しています。距離も短いため温かい食事を提供しています。（以前はケータリングでしたが、変更しています。）

【地域との交流及び特色】

城東小学校5年生が清掃活動をしに来てくれます。園庭開放しているので、通園児以外の子や他園の子どもたちとも交流もしています。コロナ以前は、慰霊の日に園児の祖父祖母をお招きして、平和の大切さをお話してもらっています。今後コロナの状況が落ち着いた時に、再度お願いしたいです。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	訪問調査	令和5年11月14日～15日
	評価結果確定日	令和6年3月5日
受審回数 前回の受審年度	2回目 (令和2年度)	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。

園庭や教室では指導計画にもとづいて月や季節ごとに複数のコーナー遊びの環境を整え、子どもが選択できるように工夫している。午前の戸外活動時に、竹馬ややっところ、雲梯に挑戦する子ども、ウサギに餌をあげる、クレヨンで木の絵を描いた画用紙に拾った落ち葉をのり付けしている子ども、友達と「だるまさんがころんだ」のゲームをする子どももいる。午後の遊びでは、剪定した「くわでいさー」の木と葉のついた枝を組み合わせ、友達と一緒に旗頭を作ってかけ声を出し、「首里城祭り」をイメージして遊んでいる。廊下にテーブルと椅子を用意して、外の風を感じながら折り紙やパズル、お絵描きをしている。グッピーや金魚を飼育し、季節ごとに昆虫採取ができるよう、オオゴマダラやバッタの食草やセミが好むセンダンやホルトノ木があり、草花や野菜に水やりをしながら生長を観察し収穫する等の環境を整え、身の回りの自然に触れる工夫がある。生活を豊かにする為に、毎週1回「リトミック」「琉球舞踊」「もじかずくらぶ」に取り組んでいる。

2. 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。

障害のある子どもについては、特別支援教育経営方針を策定し、主幹が特別支援コーディネーターに位置づけられている担任は特別支援教育経営方針にもとづき、保護者の同意を得て個別の教育支援計画を作成している。子どもの特性に応じて、基本的な生活習慣や遊び、活動の仕方、友達との関りについて援助している。学級の指導計画に支援児の姿や友だちとの関わりについての記録をし、週や月の会議で担任や関わった職員で支援の状況や振り返りを行い、支援の共有が図られている。保護者と一緒に「那覇市こども発達支援センター」の巡回指導やアドバイスを受け、児童デイサービスなど関係機関と連携し、個別計画の策定や支援について情報交換をしている。職員は市の主催する研修を受講し、発達支援児に関しての専門性を高め、保護者からの相談に対応し、個人面談などを実施している。

3. 食事を楽しむことができるよう工夫をして、おいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

給食は配食で同一法人の保育所から提供されている。献立は担任が説明し、季節の野菜や果物が出る場合は、その素材に関心が持てるよう絵本等を見やすいところに置くなどの配慮をしている。給食時にランチョンマットを使用し、子どもが好きな席に座って食事をし、弁当の日には、戸外で食べるなど食事を楽しむ工夫をしている。個人差に配慮して食事量を調整しているが、体を動かしてお腹がすくような環境づくりを行っている。食育年間計画で沖縄野菜などを栽培し、収穫した野菜でカレーを作り、食材に親しむ活動をしている。食材は県産品、国産品を使用している。栄養士も参加する毎月の給食会議で、クラス毎に好評だった献立と残食の多い献立を報告し、次回の献立に活かしている。献立は旬の物や季節が感じられる食材を使用し、行事食や郷土食が提供されている。（七五三御膳、ちらし寿司、昆布イリチー、人参シリシリー、ちんぴん、サターアングギー）

◇改善を求められる点

1. 子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が望まれる。

着替え時はカーテンを閉め、内科検診時は体育着を着用させて子どものプライバシーに配慮している。「生命（いのち）の安全教育」で、プライベートゾーンについて絵本を用いて各クラスで子どもに説明し、城東っ子集会ではプライベートゾーンが見えないような着替え方の指導をしている。

プライバシー保護に関するマニュアル（排せつ、着替え、シャワー時等）を整備し、マニュアルに基づいてプライバシーに配慮した教育・保育の実施や保護者へのプライバシー保護に関する取組の周知が望まれる。園舎建て替え時にプライバシーに配慮した施設設備の改善が望まれる。

2. 人材の確保と育成に関する方針を確立し、職員一人ひとりの育成に向けた取組が望まれる。

人員体制については、担任2人制を実施し、フリー保育教諭や保育補助等を配置している。ピアノ専門の保育士やフリー保育士や保育補助は、年齢や性差にとらわれることなく、多様な人材の配置を実施し、職員間で連携し職員一人ひとりの良さを活かし、学級の補助や子どもの遊びや安全確認等、臨機応変に対応している。職員の意向・抱負について12月に園長が個人面談を実施しているが、職員一人ひとりの育成に向けた目標項目と目標水準、目標期限を明確にした目標を設定させ、目標達成度を確認するために年2回の面談実施等が望まれる。

3. 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が望まれる。

リスクマネジメントに関する責任者は園長とし、不審者侵入対策と事故発生時の危機管理マニュアルが作成されている。安全年間計画では生活・交通・災害安全の点検を毎月行い、遊具の使い方等の安心して遊べる環境を園児と一緒に確認している。職員に危険への気づきを促し、教育・保育の質を向上させるために、他施設で起こった子どもの安心と安全を脅かす事例を積極的に収集し、その事例をもとに、職員会議等で発生要因の分析、改善・再発防止を検討し、また防災訓練については、隣接の小学校との合同訓練や消防、自治会等と連携をはかった避難訓練の実施検討、備蓄リストの作成と食糧の備蓄が望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回第三者評価を受審し多角度の専門的評価結果の報告を頂きありがとうございました。判断基準・着眼点・コメントをもとに足りない点を全員で見直して、改善を行いより良い子ども園を目指して参ります。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 認定こども園版 評価結果

項 目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。
判断基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○	1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
	○	2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
	○	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
		6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
	○	7 (認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。
コメント	<p>■取組状況 理念と基本方針は、中長期計画、ホームページ、要覧に掲載されている。理念は「よりよく生きる力の基礎を育てる」として、こども園の目指す方向性を読み取ることができる。方針として「こども一人ひとりの人格を尊重し、子どもにとって最善の利益を目指します」「こども本来の持てる力を大切に、生活や様々な遊びを通して生きる力の基礎を引き出し、大切に育てます」等について明示して理念との整合性が確保され、職員の行動規範となる内容になっている。「全国保育士会の倫理綱領」を職員に周知している。理念は入園のしおりに記載し、入園説明会で保護者等へ説明している。今回の調査時の保護者アンケートで「入園時に教育・保育の目標や方針について、十分な説明がありましたか」の問いに対して100%が「はい」と回答している。</p> <p>■改善課題 理念や基本方針の周知について、継続的な取組に期待したい。</p>	

項目		評価結果
----	--	------

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---	---------------------------------	---

判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
	n	わからない、判断できない。

着眼点	○	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
	○	2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。
	○	3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
	○	4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

コメント	<p>■取組状況 園長は、社会福祉の動向について、日本保育協会や全国認定こども園協会、那覇市幼保連携認定こども園園長会や行政からの通知等で把握している。第2期那覇市子ども子育て支援事業計画について把握している。開園以来5年間入所児童数(4・5歳児)は安定した状況が継続しているため、今後は3歳児ニーズへの対応が必要なることを把握している。令和6年度の入園申請数が少ないことが喫緊の課題となっている。さらに、園舎改築の建築単価の高騰による計画変更や建築工事の延長による3歳児保育の延期等が把握されている。利用者の推移の分析から1号認定の子どもが、年々減少傾向にあること等を把握している。</p>		
------	--	--	--

3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
---	---	---------------------------	---

判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
	n	わからない、判断できない。

着眼点	○	1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
		3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

コメント	<p>■取組状況 園長は、人材確保・育成や園舎改築に伴う建設費高騰、3歳児保育の導入時期の延期等を課題としている。人材確保については、副園長の採用や育成として保育補助職員等による資格取得を推奨し、資格取得した職員もいる。今年度は園舎改築の為、仮園舎が設置され、11月中旬に移転し、子ども達も仮園になじみ始めている。これから旧園舎の解体工事や新園舎建設工事等が予定されており、工事中の子どもたちの安全確保や遊び場の確保、教育・保育の実施に伴う環境整備等が課題と考えられている。これらの課題は法人の園長会で共有されている。</p> <p>■改善課題 園で抱えている経営課題についても、職員会議での周知が望まれる。</p>		
------	--	--	--

項 目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しては、十分ではない。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	○	2 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	○	3 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
		4 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 園の理念や基本方針の実現に向け、中・長期計画として5ヵ年(2020～2024)計画が策定されている。1年目は、給食の配食業者から法人内の保育所への変更する為の給食搬送車の購入や食器消毒保管庫購入等、2年目は園舎建て替えの為に関係機関との調整、基本設計、砂場とブランコの改修工事、3年目は、新園舎の実施設計、4年目は、仮園舎への移転、園舎の解体工事、第三者評価受審、5年目は、園舎本体工事、3歳児受入、保育教諭3人増員、定員110人に増員、働きやすい職場を目指してコミュニケーション能力の育成等、実施状況の評価が行える具体的な内容となっている。</p> <p>■改善課題 必要に応じて内容の見直し、及び収支計画の策定が望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
	○	2 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○	3 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	○	4 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント		<p>■取組状況 今年度の計画には、運営面では、仮園舎への移転、園舎の解体工事、第三者評価受審、学校評価結果から、ICTの導入、保護者への通知の在り方、遊び場の安全確保、早寝・早起きの習慣等が項目として具体的に示されている。仮園舎への移転を11月中旬に実施し、今年度からICT化として、ゴドモンの導入に取り組み、保護者への情報の提供及び登降園時の確認等が実施されている。事業計画として、職員会議等の日程が記載された年間行事予定表を保護者に配布している。</p> <p>■改善課題 運営面と学校評価結果の課題からの事業については、年間事業計画表にまとめることを期待したい。</p>	

項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	○	2 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	○	3 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	○	4 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	○	5 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 単年度の教育・保育事業計画は、学校評価と園経営、園運営は主に園長が集約し、全体的な計画を含め教育課程等は、主幹を中心に職員参加により策定している。策定された事業計画は全職員に周知説明し、クラス担任に配布し、フリー保育士と保育補助職員用は事務所に設置している。事業計画の実施状況の確認は、4月から3月までの手順が作成され、実施項目と評価内容、実施者が明示されている。手順にもとづいて評価事務が実施され、年度末までに全職員により評価し、事業報告書が作成されている。事業計画は年度ごとに事業内容が見直されている。事業計画の評価結果は新年度準備時に職員会議等で周知している。</p> <p>■改善課題 全体的な計画を含め教育課程等指導計画は、評価結果が明示されているが、学校評価や園運営等についても結果の明示を期待したい。</p>	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	○	2 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
	○	3 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	○	4 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 保護者に対して、入園説明会で行事計画書を配布するとともに、園だよりやクラスだよりをコドモンで送信し周知している。「入園のしおり」に、理念・基本方針、中・長期計画、情報公開及び個人情報の保護、安全のため、健康のため(与薬、感染症、)、災害時の対応、保健について、給食(食物アレルギー)・弁当持参について、新型コロナウイルス感染症について等が明示している。入園までに準備するものとして、わかりやすい絵等を記載して保護者の理解しやすい工夫がされている。</p> <p>■改善課題 事業計画の主な内容を保護者会等で周知、説明することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	○	2 教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	○	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○	4 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
コメント		<p>■取組状況 教育・保育内容については、学校評価(職員による自己評価、保護者アンケート、学校関係者評価)が毎年実施されている。定められた評価基準にもとづいて、自己評価の結果の集計分析を行い、その結果について考察をしている。考察は成果と課題を明文化し、課題については、改善策が検討されている。教育保育計画の行事等の計画は、前年度の実施状況及び評価が報告されている。</p> <p>■改善課題 学校評価後の改善策の実施状況や評価見直し等PDCAサイクルにもとづく取り組みが望まれる。</p>	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	○	2 職員間で課題の共有化が図られている。	
	○	3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
		4 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
		5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 学校評価等結果にもとづく課題として、ICTの導入、保護者への通知の在り方、遊び場の安全確認、早寝・早起きの習慣化を明記し、課題の改善方法・改善策の具体的な取り組み策が提示され、職員会議で共有されている。今年度からICT化に取り組み、ゴドモンの導入により保護者への情報の提供及び登園時の確認等を実施している。</p> <p>■改善課題 改善方法・改善策については、実施時期、実施状況等が確認できる改善計画を策定し、必要に応じて見直すことが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II 組織の運営管理			
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
		2 施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○	3 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
		4 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント		<p>■取組状況 園長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を年度初めの職員会議で説明している。教育保育計画には、園務分掌の方針を記載し、業務職務分担任表を作成して全職員に職員会議及び週案会議で周知している。</p> <p>■改善課題 自らの役割と責任について、園内の広報誌等に挨拶文を掲載し表明すること、及び園務分掌で主幹保育教諭が園長の業務補佐と明記しているが、園長不在時の権限委任等を明確化することが望まれる。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○	3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 園長は遵守すべき法令として、契約条項に基づいて指定事業者との取引を行う等、利害関係者との適正な関係を保持している。就業規則の服務規律で職務上の地位を利用して自己の利益を図ることやハラスメント等の禁止が明記されている。園長は、行政の主権する園経営、処遇改善事業、個人情報守秘義務、虐待防止、特別支援教育等研修を受講し、研修受講後は伝達研修を実施している。働き方改革については、職員に義務化された年休5日についても取得を促している。</p> <p>■改善課題 昨年度から義務化されているハラスメントの禁止について、指針の作成及び職員への研修を実施すること、個人情報保護規程及び個人情報の利用目的を作成し掲示が望まれる。</p>	

項目		評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	○ 2	施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	○ 3	施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	○ 4	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	○ 5	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>教育・保育の質の現状については、教育・保育計画の見直しや学校評価計画の自己評価と保護者アンケートを毎年実施して集計・分析を行っている。学校評価等結果にもとづく課題として、ICTの導入、保護者への通知、遊び場の安全確認、早寝・早起きの習慣化を明記し、改善方法・改善策の具体的な取り組み策が提示され、全職員で共有されている。今年度からICT化に取り組み、ゴドモンの導入により保護者への情報の提供及び登園時の確認等が実施されている。教育・保育の質の向上に向けて、職員会議や園内支援委員会、給食会議等を実施し、自らも参画している。職員研修として、行政主催の虐待防止や事故防止及び発生時の対応、人権に配慮した保育、発達支援、絵本の力、食物アレルギー、心肺蘇生及び救急対応等の園外研修の受講をさせている。6人の職員がキャリアアップ研修を受講している。質の向上に向けて園内研修を毎月計画し、教育・保育計画の読み合わせ、アレルギー対応、個人情報守秘義務、危機管理、安全指導、支援児の状況確認、事故発生時の対応、児童虐待、食中毒等を実施している。</p>
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	○ 2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>組織の理念や基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等の分析については、税理士や社会保険労務管理士の助言を受けて実施している。12時間開所やフリー保育教諭3名と保育補助5名、事務長を配置し業務の実効性の向上に取り組んでいる。誕生月にリフレッシュ休暇を付与し、1時間単位の年休の取得、研修や会議への参加時は、シフト調整の配慮に取り組んでいる。職員会議や週案会議を意思決定の場としている。業務の実効性を高めるために、8部門を設定して、専門リーダーを配置し、その他に絵本リーダー、園芸リーダーを配置して、具体的な体制を構築し、職員の意見を反映するための場として取り組んでいる。36協定や1年単位の年間変形労働時間制、週休2日制の計算等の届を労働基準監督署に提出し実施されている。</p>

項 目			評価結果
II-2 人材の確保・育成			
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	○ 2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	○ 3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
	○ 4	法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。	
コメント		<p>■取組状況 人員体制については、担任2人制を実施し、フリー保育教諭や保育補助等を配置し、ピアノ専門の保育士によるリズムを実施している。フリー保育教諭や保育補助等には年齢に制限のない多様な人材の配置を実施し、男性保育補助等フットワークがよく、クラスへの補助や子どもの遊びへの対応、安全確認要員等クラス担任の補助として、週案計画で職員の配置体制を具体的に明示し、臨機応変に対応している。人材の確保については、合同就職説明会への参加し若い人に説明できるよう若い職員が対応している。ホームページへの掲載、ハローワークへの登録、職員を通しての求人活動(対応報酬有)等出来る限りの方法を実施している。</p> <p>■改善課題 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方の整備、及び人員体制について具体的な計画を作成し、人材確保や育成の継続が望まれる。</p>	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
	2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	○ 4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	○ 5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	○ 6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	
コメント		<p>■取組状況 総合的な人事管理として、理念や基本方針に基づき「期待する職員像」を明示している。職員採用等は、施設での面接により選考している。職員の質の向上を目的として、職員自己評価にもとづいて年1回面談を実施し、職員の課題を把握している。職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みとして、毎年の一律昇給や退職金制度として福祉医療機構への加入、リフレッシュ休暇等の制度がある。</p> <p>■改善課題 法人としての人事基準を制定し、人事基準にもとづいて職務遂行能力や職務に関する成果等総合的に評価できる取り組みを実施すること、及び自己評価結果に基づいて園長面接を実施し、職員目標について確認しているが、目標の取り組みについて、1年間で実施できる具体的内容を検討し、一人ひとりの質の向上の支援の実施が望まれる。</p>	

項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 b
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	<input type="radio"/> 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	<input type="radio"/> 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	<input type="radio"/> 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	<input type="radio"/> 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	<input type="radio"/> 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	<input type="radio"/> 7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	<input type="radio"/> 8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 労務管理に関する責任者は園長で、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータはパソコンシステムで管理され、事務長が把握している。総合的な福利厚生として、職員への年1回の健康診断の実施や定期昇給制度があり、福祉医療機構の退職金制度へ加入し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、時間単位の年次有給休暇の取得、1クラス担任を複数制とし、フリー職員や保育補助を配置し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 仮園舎の環境として、子どもや職員について、ゆとりの空間が無い状態が1年以上続くことから、職員に対して働きやすい環境への配慮が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
		2 個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
		3 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
	○	4 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
		5 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 「期待する職員像」として、目指す保育教諭像を①心身ともに健康で、情熱と使命感のある、②子どもの内面理解と個に応じた指導に努める、③教育者としての自覚と誇りを持ち、研究・修養に努める、④子ども・保護者・地域・同僚から信頼されると定めている。職員には12月に自己評価及び「今年の反省・評価・課題・課題に対する取組、来年の抱負」を提出させている。職員は今年の業務を振り返り、来年度の抱負を記入して、園長面談が実施されている。来年の抱負として、保育士資格の取得や効率的な業務遂行、コミュニケーションがとれるようになりたい、支援児との関わり方を学びたい等を設定している職員もいる。</p> <p>■改善課題 職員の自己評価や意向・抱負について12月に園長が個人面談を実施しているが、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりに期待する職員像に向けた目標項目と目標水準、目標期限を明確にした目標を設定させ、目標達成度を確認するために年2回の面談実施が望まれる。</p>	
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○	2 現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○	3 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○	4 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○	5 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 教育・保育計画に「目指す保育教諭像」を明示し、認定こども園として必要な資格は保育士と幼稚園教諭を明記している。研修計画に基づいて月1回の園内研修が実施され、園外研修受講者は職員会議で報告し、報告書を提出している。研修計画や研修内容は、那覇市や県の計画を参考に研修リーダーが毎年見直している。研究主題については、園における子どもの姿を分析して園独自の設定理由を確認して研究計画を作成している。</p> <p>■改善課題 研修計画に、期待する職員像としての「目指す保育教諭像」と研修の基本方針、階層別(初任者や中堅、リーダー等)職員に求められる専門技術の追記が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○	2 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○	3 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○	4 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○	5 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント	<p>■取組状況 職員の資格取得の状況や技術水準は、履歴書や資格証(写)、キャリアアップ研修修了証等で把握している。初任者に対しては、園長や主幹、経験豊富な職員によるOJT(指導やアドバイス)が実施されている。保育士や子育て支援員の資格取得を推奨し、試験日の出勤を免除する等の配慮をしている。園長や主幹、保育教諭等は、階層別や職種別の研修を受講し、虐待防止や気になる子どもの理解と支援、特別支援教育コーディネーター養成研修、キャリアアップ研修等のテーマ別研修も受講している。外部研修の情報は職員会議等での提供や掲示、関係職員に園長と主幹が声かけて受講を促し、オンデマンド研修の場合はシフトを調整して受講できるように配慮している。</p> <p>■改善課題 職員の自己評価で50%の職員が「b:研修参加が不十分」と回答している。保育士や子育て支援員も含め、全職員が受講できるよう計画的に参加させることが望まれる。</p>		

項目		評価結果
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	2	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント	<p>■取組状況 実習生の受入窓口は主幹で、保育士と幼稚園教諭の実習生を受け入れている。受け入れ時は園長と主幹が口頭で説明し、守秘義務等の誓約書は学校側から提出されている。保護者には園だよりで実習生受け入れについて周知している。学校側の実習プログラムに応じて観察実習と参加・部分実習、責任(終日)実習を定めている。責任実習と部分実習は指導案を作成して実施し、職員が参観しており、責任実習の反省会では参観者が感想を述べ助言している。実習指導者のクラス担任には週案会議で主幹が説明し、学校側とのオンラインの事前打ち合わせに園長が参加している。実習期間中に学校の担当者が来園しており、必要に応じて電話で連絡する等により連携している。</p> <p>■改善課題 実習生受入マニュアルの整備が望まれる。マニュアルには、実習生受入の基本姿勢と受け入れについての連絡窓口、子どもや保護者、職員への事前説明、守秘義務を含めて実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目の明記が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○	2	認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	○	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	○	4	法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	○	5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント		<p>■取組状況 ホームページで理念や保育目標、教育・保育の内容、第三者評価の受審結果等が公開されている。園長がまちづくり協議会に参加してこども園の説明をしている。近隣のアパートに園舎の建て替え工事についてのお知らせと一緒にパンフレット(要覧)を持参してこども園について説明し、工事の同意書を得ている。</p> <p>■改善課題 苦情・相談の体制や対応状況については、ホームページで「準備中」のまま3年が経過しているので、速やかに更新し、公表することが望まれる。</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	○	2	認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
	○	3	認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
	○	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
コメント		<p>■取組状況 こども園における事務や経理、取引等に関しては、経理規程や就業規則で「自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受けるなど不当な行為を行わない」ことが明記されている。教育・保育計画の職務分担表により職務分掌と権限、責任を明確にし、職員に周知している。園として税理士や社会保険労務士と契約し、定期的にアドバイスを受けており、内部監査が毎年、実施されている。税理士からの助言で入力事務の改善に取り組み、社労士に新採用職員の4月からの年次有給休暇取得について相談している。働き方について社労士の講話を予定されている。</p>	

項 目		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○ 2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
	○ 3	子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○ 4	認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
	○ 5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>地域との関わり方の基本的な考えは子育て支援計画に明記されている。園児募集や子育て世代包括支援センター「ら・ら・らステーション」の「LINEで子育ての相談ができます」のチラシ、児童デイサービス募集のポスターやなは教育の日関連事業のポスター等、地域の情報を掲示して保護者に提供している。こども医療電話相談やいかのおすし、那覇市要保護児童対策地域協議会の「保育所(園)・こども園・幼稚園での1日のチェックポイント」や子ども虐待対応マニュアルダイジェスト版等を掲示している。勤労感謝の日は、地域のパン屋さんや法人保育園の調理員等に感謝状を贈呈し、パン屋の店内には感謝状が掲げられている。まちづくり協議会に園長が参加し、美化活動やクリスマスイルミネーション準備等に職員が協力している。職員と一緒に子どもたちはまちづくり協議会のハロウィンやクリスマスイルミネーション点灯式に参加している。隣接の小学校に園だよりを配布して園行事への参加を呼びかけ、こども園のハロウィンに参加した小学生がいる。保護者には児童デイサービスや子育て世代包括支援センター「ら・ら・らステーション」等の情報を必要に応じて提供し、利用を推奨している。</p>	

項 目			評価結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	c
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
	○	5	学校教育への協力を行っている。
コメント		<p>■取組状況 保護者会によるボランティアとして、安全支援(プール活動の見守りや園外活動時の引率)や当番制で実施する「もくもくの会」の絵本の読み聞かせを行っている。隣接する小学校4年生による清掃や中学生の職場体験、高校生のインターンシップを受け入れている。受け入れの際は園長が口頭で説明している。</p> <p>■改善課題 ボランティア受入れマニュアルを整備し、マニュアルに沿ったオリエンテーションの実施、及び守秘義務等の誓約書の提出、受入記録の整備が望まれる。マニュアルの内容には、①ボランティア受入れと学校教育への協力についての基本姿勢の明記、②登録・申込手続や配置(活動やクラス等)、③子どもや保護者、職員への事前説明、④実施状況の記録、⑤守秘義務等を含むオリエンテーションの実施方法等の項目が求められる。 着眼点1と2が確認できないため、判断基準により評価はCとなる。</p>	

項 目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	○	5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	○	6	(認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>病院や緊急連絡先等の関係機関を掲示し、まちづくり協議会の各種団体一覧を職員室に置いて職員間で共有している。小学校とは、毎週の5役会議に園長が参加し、小学校図書館での司書による読み聞かせや合同防災訓練、お互いの保育参観や授業参観、1年担任と特別支援学級担任との連絡協議会等で連携している。園舎建て替え工事に伴い小学校の体育館を城東っ子集会の場として借りている。保こ小連絡協議会の合同研修会や公開保育にも取り組んでいる。支援児の保育については、毎月、支援委員会を開催し、年2回は那覇市子ども発達支援センターの巡回相談を受けている。まちづくり協議会が取り組んでいる防犯対策(夜間パトロール)に男性職員が協力している。家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる場合は、子育て支援室や児童相談所等と連携している。</p> <p>地域の関係機関・団体と連携しており、着眼点5は評価対象外とする。</p>		

項目			評価結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 認定子ども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	○	2 (認定子ども園)認定子ども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通じて、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
		3 (認定子ども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント	<p>■取組状況 地域の福祉ニーズの把握に関しては、地域の自治会や小・中学校役員、民生委員・児童委員等、多数の関係機関・団体が参加する「まちづくり協議会」に出席し、夜間パトロールに協力する等、地域の福祉ニーズの把握に努めている。園長は毎週小学校の5役会議に出席し、市の教育・保育園長連絡協議会に参加している。「保・こ・小連絡協議会」に園長又は主幹が参加している。平日に、地域の未就園の親子に園庭を開放する子育て応援デイを計画している。開放予定日以外(土・日曜日)に園庭の利用を希望する地域の親子にも園庭を開放し、夏休みは朝のラジオ体操の場として地域に園庭を開放している。</p> <p>■改善課題 教育・保育ニーズ等の把握のため、評議員会やまちづくり協議会、民生委員・児童委員等への積極的な働きかけと情報収集、並びに地域住民に対する子育て相談事業等を実施することにより、地域の生活課題の把握に向けた更なる取組が望まれる。</p>		
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点		1 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。	
		2 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○	3 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	○	4 認定子ども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
		5 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 地域の活性化やまちづくりへの貢献として、まちづくり協議会の防犯対策(夜間パトロール)やクリスマスイルミネーション設置に職員が協力している。毎年、子育て支援センター「はっぴー」の出張教室に場所を提供しているが、今年度は園舎建て替えのため中止されている。地域の未就園の親子に園庭を開放し、公開保育を実施して小学校の教頭や1年担任、地域の保育園等の職員が参加している。</p> <p>■改善課題 把握した地域の教育・保育ニーズに基づいて、地域の子どもの育成・支援等に関する具体的な事業・活動を計画に明示した取組、及び被災時に支援を必要とする人びとへのための備蓄や支援の取組が望まれる。</p> <p>着眼点1が確認できないため、判断基準により評価がCとなる。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
		3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○	4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○	5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○	6	(認定こども園)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○	7	(認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	○	8	(認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 教育・保育理念に子どもを尊重する姿勢が明記され、理念と全国保育士会の倫理綱領に基づいて、職員は週案会議や職員会議において一人ひとりの子どもの育ちを確認し、関わり方を共有して教育・保育の実践に努めている。「子どもを尊重する保育」や「気になる子どもの理解と支援」等の研修を受講し、城東っ子集会等の全員参加の場に居たくない子どもには、見学やクラスで過ごすことも認めている。職員は毎年、学力向上推進の取組で自己評価を実施して振り返りを行っている。子どもが互いを尊重する心を育てるため、装具を着用している子どもへの対応については、「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導(通知)」を職員会議で確認して支援する中で、周りの子どもがカバンや水筒を持つ、手をつなぐ等の行動をするようになってきている。子どもたちは園庭でセミなどの小動物を観察し、観察後は自然に返しており、5歳児がウサギの世話をしている。性差への先入観による固定的な対応をしないよう、職員は子どもを「さん」で呼んでいる。多様性については、目や髪の毛の色が違う子もいることを伝え、「外国籍の子供への対応について(通知)」を職員会議で話し合って支援し、その内容を他の保護者にも伝えている。</p> <p>■改善課題 排せつや着替え、シャワー時等の日常の教育・保育場面における子どもを尊重する姿勢を反映したマニュアルの作成、及び人権擁護のためのセルフチェックリストの活用が望まれる。家族アンケートに「○○しちゃダメ等の言葉が気になる」のコメントがあり、子どもたちと一緒に話し合う場の設定も望まれる。</p>		

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	c
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	
	3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	○	4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。
コメント	<p>■取組状況 着替え時はカーテンを閉め、内科検診時は体育着を着用させて子どものプライバシーに配慮している。「生命(いのち)の安全教育」で、プライベートゾーンについて絵本を用いて各クラスで子どもに説明し、城東っ子集会ではプライベートゾーンが見えないような着替え方の指導をしている。</p> <p>■改善課題 排せつや着替え、シャワー時等の教育保育場面におけるプライバシー保護に関するマニュアルを整備し、マニュアルに基づいてプライバシーに配慮した教育・保育、及び保護者へのプライバシー保護に関する取組の周知が望まれる。個室トイレにはドアがあるが、便座の向きと男の子用便器や仕切りについては、園舎建て替え時に改善することが望まれる。 着眼点1が確認できないため、判断基準により評価Cとなる。</p>		
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
	○	2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	○	3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
	○	4	見学等の希望に対応している。
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント	<p>■取組状況 理念や保育目標、教育・保育の内容、体験活動(リズム、琉舞、もじ・かずくらぶ)等をホームページで公開している。パンフレット(要覧)はイラストや表を活用して、わかりやすく作成されている。入園希望者には園長や主幹が個別に説明し、見学にも対応している。パンフレットは毎年見直し、ホームページも更新している。</p> <p>■改善課題 パンフレット(要覧)等、園を紹介した資料を、公共施設等に置くことに期待したい。</p>		

項 目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
		5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の開始時は、入園のしおり(重要事項説明書)を用いて説明し、同意を得るとともに個人情報利用目的の同意も得ている。入園説明会は面接資料を活用して保護者が理解しやすいように工夫している。コミュニケーションが取りにくい等、配慮が必要な保護者への対応は、園長や主幹も参加して個別に説明している。</p> <p>■改善課題 入園のしおり(重要事項説明書)への運営規程の内容(苦情対応等)の追記、及び重要事項説明書と個人情報利用目的の同意書の見直し、入園説明会時の面接資料に配慮が必要な保護者への説明についての手順の追記が望まれる。</p>	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
		3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント		<p>■取組状況 小学校に就学する子どもは指導要録を引き継ぎ、クラス編成に関して小学校の主任や担任、特別支援コーディネーターと連携している。転園の場合は指導要録を引き継ぐとともに、気になる子どもについては申し送りを行っている。こども園の利用が終了した後の担当者は担任と主幹、必要に応じて園長が対応し、職員は隣接する小学校に通う子どもへの声掛けに努めている。</p> <p>■改善課題 園の利用終了時に、その後の相談方法や担当者について保護者等に説明し、その内容を記載した文書を渡すこと、並びに保護者等の同意や意向を含めた手順書の作成が望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	(認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。
	○ 2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
	○ 3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握する目的で定期的に行われている。
	○ 4	職員等が、利用者満足把握する目的で、保護者会等に出席している。
	○ 5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
	○ 6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>日々の教育・保育の中で子どもの様子を観察し、子どもの満足把握については送迎時の保護者との関りの中でも把握に努め、給食日誌に子どもの感想も記載している。毎年、学校評価で保護者アンケートを実施し、担当者(事務職員)が集計・分析した結果を園長と主幹、担任で改善策を検討し、改善策について職員会議で職員に周知している。今年度は、保護者から要望のあった「便りやお手紙は早めにもらえるといい」に対応している。職員は、年1回の保護者懇談会や年2回の個人面談、保育参観や保育参加を通して保護者の満足把握に努めている。年2回開催される保護者総会に園長と主幹が出席している。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	○	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○	3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
		4 苦情内容については、受付と解決を凶った記録を適切に保管している。	
	○	5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
		6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○	7 苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント	<p>■取組状況 苦情 解決の仕組みについては「苦情処理解決規程」が策定され、苦情対応責任者は園長、担当者を主幹保育士とし、第三者委員を設置して苦情解決の体制が整備されている。沖縄県福祉サービス適正化委員会のポスターを玄関前に掲示し意見箱も設置されている。保育室出入口での怪我について保護者から園の対応についての苦情が1件あり、担任・主幹・園長で丁寧な対応が行われている。</p> <p>■改善課題 苦情解決の仕組みの保護者への周知については、入園のしおり(重要事項説明書)に相談窓口の氏名、連絡先等を明記して説明し、記入用紙等を準備するなど保護者が申し出やすい工夫が望まれる。苦情内容については、受付から解決を凶った記録を作成し適切に保管し、苦情を申し出た保護者等に配慮した上で公表すること、さらに重要事項説明書や運営規程、苦情処理解決規程に「苦情解決結果」についての公表を追記することが望まれる。</p> <p>着眼点6が確認できないため評価基準によりC評価となる。</p>		

項 目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント	<p>■取組状況 保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と保護者等への周知については、玄関前に意見箱を設置し、保護者が相談できる相手として苦情相談窓口や第三者委員、沖縄県福祉サービス適正化委員会の連絡先が記載されたポスターを掲示している。入園のしおりに家庭との連携について相談したいことがあれば気軽に声かけするよう明記している。仮園舎のため、相談の際は教室を工夫して対応している。</p> <p>■改善課題 相談や意見の受付について、入園のしおり(重要事項説明書)に苦情受付担当職員や第三者委員、沖縄県福祉サービス適正化委員会等複数の方法や相手があることを明示し、また、気軽に相談できることを園だより等を活用して周知することが望まれる。職員室前の玄関口の意見箱は、投函しやすい場所等の検討が望まれる。</p>		
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
		6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況 保護者からの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応については「苦情処理解決規程」を整備し、さらに教育・保育計画に苦情対応の仕組みを明記して職員に周知している。職員は個人面談や登降園時に保護者とのコミュニケーションを図り相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、相談内容によっては場所や日を改めての対応に努めている。年2回の保護者アンケートでは、行事連絡等の通知をもう少し早くしてほしいと意見があり、今年4月から「ゴドモン」を導入し改善が図られている。保護者からの意見に対して即答できない場合は、保護者に説明し園長や主幹に報告して相談する等迅速な対応に努めている。</p> <p>■改善課題 現在、登降園時の保護者からの意見・相談については引継ぎノートに記載されているが、電話等での相談に対しても様式を作成し記録すること、及び相談、苦情等の対応経過や結果はプライバシーに配慮して公表することが望まれる。苦情対応マニュアル等については定期的な見直しが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
		3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
		4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 安心・安全な福祉サービスを提供するリスクマネジメント体制の構築について、リスクマネジメントに関する責任者は園長とし、不審者侵入対策と事故発生時の危機管理マニュアルが作成されている。安全年間計画では生活・交通・災害安全の指導ポイントや園内外の安全点検(室内18項目、室外27項目)を毎月行い、遊具の使い方等の安心して遊べる環境を園児と一緒に確認している。今年はいくつかまで頭部打撲等の病院受診の事故が3件発生し、担任・主幹・園長で話し合い対応を検討し報告書を作成している。打ち身や軽い傷等はヒヤリハット報告書を作成し職員会議等で情報共有し、子どもたちも遊具の正しい使い方や階段昇降は「かいだんはあるきましょう」の表示を作成し職員と協力して「つまづきや転倒」の再発防止に取り組んでいる。今回、保護者アンケートで意見のあった登り棒の修繕については、速やかにさびを落としペンキ塗装され安全性が確保されている。</p> <p>■改善課題 職員に危険への気づきを促し教育・保育の質を向上させるために、他施設で起こった子どもの安心と安全を脅かす事例を積極的に収集し、その事例をもとに、職員会議等で発生要因の分析、改善・再発防止の検討が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○	2 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	○	3 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○	4 感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○	5 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
	○	6 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○	7 (認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。	
コメント	<p>■取組状況 感染症の予防や発生時における体制の整備と取り組みについては、責任者は園長で、衛生推進業務の推進者は主幹保育教諭とし、安全年間計画と保健計画が策定されている。厚生労働省の保育所における感染症対策ガイドラインや那覇市就学前教育・保育施設における熱中症対策ガイドライン等を活用し感染症の予防・発生等に対応している。コロナ禍以降も室内の換気や手洗い、うがいの徹底、保護者の入室制限等の感染症予防対策を実施しており、コロナやインフルエンザのまん延防止に効果をあげている。消毒リストを作成し、ブロック等の遊具や筆記用具、机、いす、床などの8項目の消毒が毎日実施されている。感染症が発生した場合はガイドラインにもとづき適正に対応し、玄関への掲示や園だより・保健だよりに掲載し保護者への情報提供に努めている。コロナウイルスの5類移行については、園だよりの健康・安全のお知らせでマスク任意着用になっているが予備を持参させるよう伝えている。</p> <p>■改善課題 感染症の予防のためのさらなる取組が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○	3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○	5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
コメント	<p>■取組状況 災害時における子どもの安全確保に関する組織的対応については、園長を団長とする自衛消防団が組織されている。令和5年度地震・火災時避難訓練について(こども園単独)実施方法等を文書化し、首里の高台にあり避難場所が隣接の小学校体育館であることを勘案した安全計画や避難訓練年間計画が作成され、火災、不審者対応、台風、地震等を想定した訓練が毎月実施されている。不審者訓練では園独自の合言葉を決めて訓練し、園外保育でも同様に対応することが行事計画に記載されている。火災訓練は予告無しや土曜日の訓練も実施し、水消火器を使用し誰もが消火器を使えるような訓練が実施されている。保護者とはゴドモンを活用した緊急連絡網が構築されている。備蓄については、アレルギー対応の食糧品の他、非常電源の発電機も準備されている。去年は隣接の小学校との伝達訓練が行われている。</p> <p>■改善課題 防災訓練については、隣接の小学校との合同訓練や消防、自治会等と連携を図った避難訓練の実施検討が望まれる。備蓄リストの作成と食糧については3日間分以上の備蓄が望まれる。災害発生後においても、教育・保育を継続するための「業務継続計画」の策定が望まれる。</p>		

項 目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。 b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○	1 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
		2 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○	4 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5 (認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
コメント	<p>■取組状況 教育・保育についての標準的な実施方法の文書化と教育・保育の提供については、児童虐待防止マニュアルや危機管理マニュアル(不審者対策と事故対応)が整備されている。沖縄県の保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引きや那覇市こども教育保育課発行の「保育所施設における衛生管理」や「食中毒と感染症について」、「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応について」の手引き等を活用している。虐待や事故、感染症等に対する対応については園内研修を実施し、職員に周知している。週案会議や職員会議等で子どもたちの状況を把握し課題等について共有する等標準的な実施方法にもとづいて行われているか確認している。毎年2月には教育・保育計画の評価・見直しを行う中で危機管理マニュアルについても見直しを行っている。</p> <p>■改善課題 当園の子どもたちは主体的な遊びを通して元気にのびのびと活動していることが確認できたが、保育のかかわり方の差異をなくし一定の水準、内容で行うことを目指すものとして、実践している手順書や教育・保育計画の実施方法に子どもの尊重やプライバシー保護、権利擁護に関わる姿勢を明示することが望まれる。また、プール遊びや戸外活動等のリスク管理、感染症対応についての標準的な実施方法(マニュアル等)の作成が望まれる。マニュアル作成に当たっては、職員参画のもとで子どもの人権に配慮した職員がわかりやすく使いやすいマニュアルを期待したい。</p>	

項目		評価結果
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
	○ 2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
	○ 3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○ 4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント	<p>■取組状況 教育・保育の標準的な実施方法の見直しについては、週案会議で指導計画の見直しを行い、教育・保育計画については2月の会議で検証・見直しを行っている。新型コロナウイルス感染症の第5類への移行を受けて感染症対策を見直し、園児のマスク着用を任意にし、保育参観等の行事が再開されている。熱中症対応については、8月に行政より新たに「熱中症対策ガイドライン」が示され、熱中症警戒アラート指数28以上の場合は、指導計画書において、登園時の涼しい時間を戸外活動に変更している。</p> <p>■改善課題 児童虐待対応マニュアルや危機管理マニュアル等については作成年月日を明記し、見直しの過程が分かるよう改訂年月日を記載すること、及び、各種マニュアルの検証、見直しについては、職員や保護者等からの意見等を反映することが望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	指導計画作成の責任者を設置している。
	○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	○ 3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	○ 4	(認定こども園)全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。
	○ 5	(認定こども園)子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	○ 6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	○ 7	(認定こども園)指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	○ 8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
	○ 9	(認定こども園)指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>アセスメントに基づく指導計画の適切な作成については、年間指導計画や月間計画、週案が作成され、指導計画策定の責任者は園長となっている。アセスメント手法は確立していないが、入園面接時に面接確認票や児童票で子どもの発達状況(遊びの様子、食事、排泄、睡眠、着脱等の基本的習慣の状況や成育歴、予防接種等の身体状況)家族状況等や集団経験の有無を確認している。入園後は、個人面談や送迎時に保護者と情報交換し、子どもの発達上の課題や保護者の要望等を把握し、「幼保連携認定こども園園児指導要録(以後児童要録と言う)」が作成されている。特別な配慮を要する子どもについては、保護者の同意の下、年2回、那覇市こども発達支援センターの心理専門員による巡回指導や子どもが利用する児童デイサービス事業所職員等で合議し、「個別の支援計画」「個別の指導計画」を作成し保育を提供している。全体的な計画や各種年間指導計画については、毎年2月に各クラス担任と主幹で評価反省が行われ、次年度の計画を検討・作成し、園長が確認している。期や月の指導計画は職員会議で定期的に評価反省が行われ、毎週週案会議で、振り返りや評価を実施している。担任間の連携や子どもへの関わり方など協議し支援している。週案は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が記載され、反映されている。</p>	

項 目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	<input type="radio"/> 2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/> 3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	<input type="radio"/> 4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	<input type="radio"/> 5	(認定こども園)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
コメント	<p>■取組状況 定期的な指導計画の評価・見直しについては、全体的な計画や年間指導計画は、毎年2月の職員会議で年度のふり返しを行い、次年度の計画を作成している。月案は全職員参加の職員会議で、週案は主幹、クラス担任、フリーが参加する週案会議で、反省・評価を行い、翌月や翌週の子どもの姿や課題を把握して担任が立案し、園長、主幹の確認後に、全職員へ周知している。天候の変動や子どもの状況の変化等で指導計画を緊急に変更する場合に備えて、事前に小学校や地域の施設などと調整し緊急に対応できるようにしている。今年度の運動会は熱中症対策として前半に、保育参観として、運動場でのリズムダンスやかけっこを行い、後半は木陰のある園庭で親子で様々な運動遊びのチャレンジを実施したが、雨天時は小学校の体育館を使用するなど対策がされている。</p> <p>■改善課題 毎年2月の職員会議で年度のふり返しを行い、次年度の計画を作成しているが、振り返りや次年度の計画作成などの十分な時間の確保を期待したい。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○	6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント	<p>■取組状況 子どもに関する保育の実施状況の適切な記録と職員間での共有については、毎日の申し送りやクラス担当者間で子どもの状況を把握し、週案会議や職員会議で実施状況や振り返りを話し合い、子どもや保護者対応を共有し、統一した様式に記録されている。特別な支援が必要な子どもについては、定期的に園内支援委員会を開催し情報共有がなされ個別の指導計画に基づく記録が作成されている。担任は、毎日の子どもの様子を個別にノートに記録している。「コドモン」を導入し子どもの出席状況確認や保護者への通知、園だより、緊急連絡を実施している。保護者へ確実に情報を伝えるため、通知後は既読確認を行い、未読の保護者へは文書も配布している。また、個別要件については、保護者あての手紙を連絡帳に添付して保護者へ伝えている。個人情報の取り扱いについては、入園時に園の広報誌・掲示物等への園児の名前や写真掲載について説明し同意書を得ている。</p> <p>■改善課題 児童要録作成に反映するために各自が独自に記録しているが、個人の記録ノートの整備や手順の整備を期待したい。</p>		

項 目			評価結果
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	c
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	○ 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	○ 3	記録管理の責任者が設置されている。	
	○ 4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	○ 6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
コメント	<p>■取組状況 子どもに関する記録の管理体制については、記録管理の責任者は園長で、運営規程に教育・保育の提供に関する記録の整備と保存について定め、個人情報の入った子どもの記録は事務所の鍵付きの保管庫で保管している。園長は個人情報の漏洩防止について4月に園内研修を実施し、職員会議等でも職員に周知している。就業規則では、職員の守秘義務について、教育・保育に関する子どもや家族の情報について在職中及び退職後の遵守を規程している。教育・保育の実施に伴う個人情報の利用について入園時の説明会で保護者へ周知し、個人情報利用同意書の提出がされている。</p> <p>■改善課題 子どもに関する記録の管理体制については、子どもの記録の保管・保存・廃棄や保護者から情報の開示を求められた際のルール・規程等を策定することが望まれる。個人情報利用同意書は、園だより等への氏名・写真掲載以外の教育・保育の様々な場面での情報利用についても追記することが望まれる。着眼点1が確認できないためC評価とする。</p>		

項目		評価結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育		
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。 b
判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
	b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
	○ 2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。
	○ 3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
	○ 4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
	○ 5	職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。
コメント	<p>■取組状況 子どもの権利擁護に対する取組の徹底については、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもにとって最善の利益を目指すことが保育理念や教育・保育計画に明示され、職員の使命として位置づけられている。調査時では、子どもたちが食事の準備やグループ分けを自主的に行い、弁当会では園庭等に移動して思い思いに座って友達と食事を楽しむ姿があるなど、のびのびと活動している様子から保育者は子どもの自主性を尊重した見守りが行われていることが確認できた。週案会議や職員会議では子どもたちの育ちを支援するための話し合いがもたれ、給食会議では除去食に合わせて同じ食事を提供するなど、子どもの最善の利益が提供できるよう配慮している。児童虐待防止マニュアルを整備し、個人面談や朝の登園時の視診や保護者等との会話から権利侵害の防止と早期発見に努めている。学校評価では、こどもの権利擁護に関する自己評価を行い、全国保育士会の「子どもを尊重する保育のために」や「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を活用し、子どもの権利侵害をしない教育保育に努めている。園内研修では虐待に関する研修を2回実施し、権利擁護に関するチェックリストを活用した自己点検が1回実施されている。</p> <p>■改善課題 日々の保育提供で実際に配慮している子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」について「権利擁護に関する規程・マニュアル等」を作成すること、及び教育・保育計画や各種マニュアル等に子どもの権利擁護や子どものプライバシーに配慮することの追記が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	b
判断基準	a	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	
	b	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。	
	c	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。	
	○	2 全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	
	○	3 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。	
	○	4 全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	
	○	5 指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。	
		6 指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。	
	○	7 全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。	
	○	8 全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	
コメント		<p>■取組状況 全体的な計画には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、教育及び保育方針や園の教育及び保育目標、園児像、こども園像が位置づけられている。全体的な計画は、教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等にもとづいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、教育・保育時間、主な行事、家庭や小学校・地域との連携、健康支援、環境、衛生、安全管理、災害への備え、食育、子育ての支援、特色ある教育と保育、特別支援教育、学校評価(自己評価・保護者アンケート・学校関係者評価委員会等)、職員の資質向上(研修計画)学力向上推進計画、情報公開等の項目で作成されている。全体的な計画の見直しは、2月に各クラスから提出された反省や修正について職員会議で協議し、次年度の計画を作成している。</p> <p>■改善課題 教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「教育・保育時間(延長保育・一時預かり保育含む)の追記や学級開きやクラス懇談を通して指導計画をわかりやすく保護者に説明し周知することが望まれる。</p>	

項目		評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開		
48 A③	①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 b
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
	○ 2	認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
	○ 3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
	○ 4	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
	○ 5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
	○ 6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。
コメント	<p>■取組状況 室内には温度、湿度計が設置され、エアコン等で温度を調整し、空気清浄機が各教室に設置されている。発達に合った家具(テーブル、椅子等)、玩具、遊具(運動用具含む)類の素材など安全面に配慮している。トイレや手洗い場は子どもの降園後に、職員が清掃を行い清潔が保たれている。年度初めは、子どもが集団から離れて一人になりたい時や体を休めたいときに、過ごせるよう絵本コーナーに畳を敷き、コーナーを利用するなど場所を工夫している。園庭や教室の教材や遊具は、月1回、職員が安全チェックを行い、施設内や園庭など園舎回りの安全面を確認している。保育補助員が草刈りや剪定、掃除、外倉庫整理など行っている。毎年、ダニ駆除や水質検査を実施している。食事は各教室を使用し、感染症対策に配慮し、落ち着いた場所で摂れるようにしている。午睡は、仮園舎引越し前はおひさま教室で室温や照明に配慮し行っている。改築の為、11月より仮設園舎(教室3 トイレ 事務所)で過ごしている。</p> <p>■改善課題 改築に際して、バリアフリーや多目的トイレの設置など支援児を受け入れる環境の整備が望まれる。</p>	

49

項 目			評価結果
A④	②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	
	b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	○	2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○	3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
	○	4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
	○	5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○	6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>一人ひとりの子どもの状態に応じた教育・保育については、入園前の面談や進級時の引き継ぎから、集団経験の有無や基本的な生活習慣の達成状況、家庭での生活リズム、友達とのかかわりなど等を把握し、学級経営案を作成している。週案会議や職員会議で子どもの実態を把握し、職員間で情報を共有し、子ども一人ひとりに合わせた取り組みや子どもの気持ちが、表現できるよう支援している。登園後、入室できない子どもは、小動物(ウサギやグッピー)と関わったり、園庭の遊具や教材で遊ぶ事で、担任やフリーの職員が、子どもの不安を受け止め、寄り添い、受容することで、気持ちを落ち着かせ、クラスに合流できるようにしている。ラジオ体操やリミック、課題活動に取り組めない子どもに対して、気持ちを聞きながら、子どもが過ごしたい遊びや教材を用意し、場所の工夫に取り組んでいる。職員は担任に限らず、子どもの気持ちを受容し、見守りながら安心して自分らしさを発揮できるよう支援している。自分の気持ちを言葉で伝えられない子どもに対して、毎日の振り返りの集まりや、当番活動の機会を通して、子どもが話したくなるような場面をクラスで設け、話せるようになると園全体の行事等で発表出来るようにし、自己肯定感が高められるようにしている。</p>		

項目			評価結果	
50	A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		
	b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。		
	c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
	○	4	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
コメント		<p>■取組状況 基本的な生活習慣の指導計画は、あいさつ、食事、排泄、清潔、衣服の着脱、安全、片付け、決まり、聞く・話すの項目を期毎に作成している。新入園時面接資料を基に面談を行い、子どもの実態を把握し、職員間で情報を共有し、子ども一人ひとりに合わせた、基本的な生活習慣の自立への取り組みを支援している。月案や週案の中で、子どもが身に付けてほしい内容を記載し、週案会議や職員会議で個人差に配慮した支援内容を確認している。具体的には、「夏休みを利用し、子どもの箸の使い方について丁寧に関わることが必要」と記載されている。昼寝も含め遊びと休息のバランスが保たれる工夫をしている。夏休みは「なつやすみせいかつひょう」を活用し、生活リズムを継続できるような工夫をしている。</p> <p>■改善課題 学校評価による家族アンケートから「早寝早起きの習慣が出来ていないような気がする」という意見があり、改善項目として取り上げられていることから、基本的な生活習慣の習得に向け、園児一人ひとりの発達過程や気持ちに配慮した更なる支援が望まれる。</p>		

項目			評価結果
51	A⑥	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
		b 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
		c 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
		○ 2 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
		○ 3 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		○ 4 戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
		○ 5 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
		○ 6 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
		○ 7 子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
		○ 8 子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>主体的に活動できる環境を整備し、生活と遊びを豊かにする教育・保育の展開について、園庭や教室では指導計画にもとづいて月や季節ごとに複数のコーナー遊びの環境を整えている。戸外活動時に、竹馬ややっこ、雲梯に挑戦する子ども、友達数人で「だるまさんがころんだ」のゲームをする子ども、ウサギに餌をあげる子ども、クレヨンで木の絵を描いた画用紙に拾った落ち葉をのり付けしている子どももいる。剪定した「くわでいさー」の木と葉のついた枝を組み合わせ、友達と一緒に旗頭を作ってかけ声を出して「首里城祭り」をイメージして遊んでいる。廊下にテーブルと椅子を用意して、外の風を感じながら折り紙やパズル、お絵描きをしている。好きな遊びを見つけ一人で、または友達と関わりながら遊びに取り組んでいる。グッピーや金魚を飼育し、オオゴマダラやバッタの食草があり、セミが好むホルト木やせんだんの木があり、季節ごとに昆虫採取ができる環境がある。園庭で、草花(朝顔、チョウマメ、ペチュニア、まつばぼたん、菊など)や野菜(ゴーヤー、ピーマン、オクラ、ニンジン、ジャガイモ、大根、玉ねぎなど)に水やりをしながら生長を観察し、収穫等子どもが関われる環境となっている。担任は友達と関わり遊ぶ場面や一日の振り返りの会などで、子どもがやりたいことを言葉で友達に伝えることで、相手の気持ちに気づいて話し合いが深まるような支援をしている。園の特色として毎週1回リミックや琉球舞踊、もじかずくらぶをそれぞれにねらいを設定して取り組んでいる。</p>	
52	A⑦	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	1 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		2 0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		3 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。	
		4 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		5 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		6 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
	コメント	乳幼児クラスがありません	

		項目		評価結果			
53	A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。				
			判断基準	a		適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
				b		適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
				c		適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。					
	着眼点		1	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。			
			2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。			
			3	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。			
			4	子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。			
			5	保育教諭等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。			
		6	様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。				
		7	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。				
	コメント	三歳児未満のクラスはありません					
54	A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		a		
			判断基準	a		適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している	
				b		適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
				c		適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。					
	着眼点		1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。			
			○ 2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。			
			○ 3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。			
			○ 4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。			
		コメント	<p>■取組状況</p> <p>【4歳児】少人数の利点を生かし、保育教諭が子ども一人ひとりの話を丁寧に聞き、不安を感じている子どもには、個別に関わる時間を確保して寄り添い、信頼関係に取り組んでいる。一日を通して、好きな遊びができるよう室内や戸外で複数の遊びコーナーを作り、子どもが取り組みたい遊びや活動が継続できるような工夫をしている。今遊んでいる遊びを継続したい子どもの気持ちを大切に、課題活動の場合は、遊びや課題活動が選択できるような工夫をし、子どもの発案から遊びが広げられるように、担任は子ども同士の話し合いを見守り、時には支援し、ヒントになる絵本や必要な教材、廃材等を用意している。</p> <p>【5歳児】4月、進級児は前年度の遊びが継続できるように、新入児は面接で聞いた遊びを参考に複数の遊びコーナーを用意している。子どもが、自分の思いや意見をうまく伝えられない場合は、担任が寄り添い、一緒に遊ぶ中で信頼関係を築き、子どもの良いところを言葉で伝え、自信につなげ、自分の言葉で表現できるようにしている。様々な集まりなどで、保育教諭に認められた体験を言葉で表現し、友達に伝えることの気持ちよさを体験できるように支援している。保護者には、保育参加や運動会、お遊戯会などの行事を通して伝え、また日々の活動の様子を(様々な教材を使つての製作活動や友達と協働してのごっこ遊びの展開など)送迎時やクラスだよりで伝えている。製作した作品や活動内容が展示されている。公開保育を通して、子どもの育ちや取り組んでいる共同的な活動等について、地域の保育教育施設や就学先の小学校等に伝えている。</p>				

項 目			評価結果
A⑩	⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点		1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
	○	2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
	○	3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
	○	4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
	○	5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
	○	7 職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
		8 他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 障害のある子どもが安心して生活できる環境整備については、11月より、改築のため仮園舎で過ごし、トイレと教室の段差は低く、戸外との出入口や廊下手洗い場など修繕中である。障害の子どもについては、特別支援教育経営方針が策定され、①特別支援保育・特別支援教育に関する園内委員会の設置②実態把握・・・⑤関係機関との連携⑦「個別の発達支援計画」「個別の指導計画」などの作成と活用・・・など実施方法が記載されている。主幹が特別支援コーディネーターに位置づけられ、担任は特別支援教育経営方針にもとづき、指導計画に支援児の姿や友だちとの関わりについての記録をし、週や月の会議で担任や関わった職員で支援の状況や振り返りを行い、支援の共有が図られている。クラス担任が個別の教育支援計画を作成し、保護者の同意を得ている。計画にもとづき子どもの特性に応じて、基本的な生活習慣や遊び、活動の仕方、友達との関りについて援助している。保護者と一緒に心理専門員等による子ども発達支援センターの巡回指導を受け、児童デイサービスなど関係機関と連携し、個別計画の策定や支援について情報交換をしている。職員は市の主催する研修を受講し、発達支援児に関しての専門性を高め、保護者からの相談に対応し、個人面談などを実施している。</p> <p>■改善課題 改築に向けて、バリアフリーや多目的トイレの設置など支援児を受け入れる環境の整備と、「発達支援保育」について、入園のしおりや重要事項説明書に記載を期待したい。</p>		

56

		項 目		評価結果
A⑩	⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		b
判断基準	a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		
	b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
	c	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
	○	2	在園時間の長い子どもが安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
	○	3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	
	○	4	年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	
	○	5	子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
	○	6	在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
	○	7	子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
	○	8	担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
	○	9	1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	
コメント	<p>■取組状況 在園時間の異なる子どものための環境整備と配慮について、職員は時差勤務を行い、子どもは平日2時以降や朝夕、土曜日、夏休みなどは異年齢で過ごしている。延長保育や一時預かり保育の実施計画が作成されている。延長保育はパズルや絵本を読むなどして遊び、子どもが楽しく過ごせるよう配慮し月2～3人が不定期に利用し、園独自でおやつ(おにぎりやせんべい等)が用意されている。一時預かり保育は月2～3人利用している。4歳児は4月から10月中旬頃まで、子どもの状態に応じて昼寝を行っている。登園の早い子どもや延長保育を利用している子どもの様子や保護者の対応については、引き継ぎ簿を使用し、内容により直接電話で対応するなど連携している。夏休み等の前に生活リズムの大切さを親子に伝え、休み中の規則正しい生活が送れるよう「せいかつひょう」を活用し、休み後には子どもが園生活のリズムを整えられるような支援している。</p> <p>■改善課題 一時預かり保育や延長保育の指導計画を作成し、PDCAサイクルにもとづく振り返りの記録等の整備が望まれる。</p>			

57

		項 目	評価結果
A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c	小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。
	○	2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
	○	3	保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
	○	4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
	○	5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>小学校との接続については、全体的な計画に小学校との連携が位置付けられ、保こ小連携計画の基本的な考え方で、5歳児の子どもと1年生のお招き会、5年生との体験給食などで交流している。職員間の交流は、公開保育や就学時の情報・意見交換、行事交流としてプール活動や小学校音楽発表会の見学、図書館での読み聞かせを実施している。「保・こ・小連絡協議会」では、近隣の保育所等が参加する合同会議で、スタートカリキュラムの確認や課題等を共有している。保護者が小学校以降の見通しが持てるよう、就学に向けた個別面談等を通して支援している。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点にもとづいた、子どもの育ちや発達の状況を踏まえ「こども園指導要録」を作成し、各小学校へ提出している。</p>	

項 目

評価
結果

A-2-(3) 健康管理

58

A⑬	①	子どもの健康管理を適切に行っている。	b
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	
	○ 2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	○ 3	子どもの保健に関する計画を作成している。	
	○ 4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
	○ 5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	○ 6	保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
	/ 7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
	/ 8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
コメント		<p>■取組状況 子ども一人ひとりの心身の健康状態の把握については、入園時に既往症やアレルギー疾患等の情報を保護者から得て児童票で把握している。日々の健康管理は、毎朝の視診で健康状態を確認し、気になる場合は保護者に家庭での様子を聞いている。保健年間計画を作成し、健康管理内容として健康診断等の予定、インフルエンザなどの感染症予防対策、熱中症対策が明記されている。熱中症対策として、小まめな水分補給として20分ごとに声掛けし、水分補給が少ない子どもには保育教諭が水筒の量を確認し、水分補給を促している。さらに、毎月的那覇市発行の「保健たより」を保護者に提供している。事業計画やこども園教育・保育計画書に保健支援が掲載され、健康診断や、健康状態や発育及び発達の状態の把握、個別的な配慮を要する園児への対応などが明示されている。職員は子どもの健康状態に関する情報を職員会議で共有し、年2回の健康診断や歯科検診・尿検査・視力検査、年1回の蟻虫検査が実施されている。保護者に対し、入園のしおりで、与薬や感染症が発症した場合の対応や健康診断等の情報を明記し配布している。学力推進計画にも、「豊かな心情や健やかな体を育む保育の充実」という健康に関する項目が記載されている。</p> <p>■改善課題 子どもの健康管理に関するマニュアルの作成、及び保健計画に明記されている感染症予防等についてマニュアルの作成が望まれる。 着眼点7と8は乳幼児が在籍していないため、評価対象外とする。</p>	

59

A⑭	②	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	b
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	○ 2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	○ 3	家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント		<p>■取組状況 健康診断や歯科検診等については、嘱託医による年2回の健康診断や歯科検診・尿検査・視力検査、年1回の蟻虫検査が実施されている。結果は健康診断票に記録して園長や主幹、担当職員に周知されている。検査結果は保護者に通知し、治療等が必要な場合は病院受診を促し、受診後は結果を確認している。園児には健康な身体づくりに関心が持てるように、健診等の前後に絵本を準備して受診の意義や大切さを伝えている。給食後は歯磨きを実施している。毎月発行される「保健たより」の中で、歯や目の健康情報を保護者へ発信している。</p> <p>■改善課題 健康診断・歯科健診、視力検査の結果の集計・分析の工夫、及び視力検査結果から視力向上の取り組みについて保健計画等への反映が望まれる。</p>	

項目			評価結果
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	2 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	3 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	4 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	○	5 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○	6 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 アレルギー疾患や慢性疾患等への対応については、厚労省発行の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を活用している。入園時に子どものアレルギー疾患や慢性疾患等の有無を確認し、食物アレルギーのある園児には、医師の生活管理指示書及びアレルギー検査報告書を提出させて対応している。給食は配食で同一法人の保育所からの提供で、昨年度卵と小麦アレルギーの園児の入園に伴い、全園児が同じ給食を食べられるようにという職員の意見から、管理栄養士と話し合い、卵を使わず、米粉を使った調理へと変更をしている。アレルギー疾患のある園児への対応については、毎月の給食会議などで情報を共有して職員間で理解している。子ども達へも教室内に対象児の写真やアレルギー内容を掲示し、代替食を園児に見せ違いなどを周知している。入園のしおりでアレルギー疾患のある子どもへの対応について説明している。</p> <p>■改善課題 慢性疾患等を含め、アレルギー対応時のエピペンの使用の仕方などの研修の実施及びマニュアルの作成が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	<input type="radio"/>	3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	<input type="radio"/>	4 食器の材質や形などに配慮している。	
	<input type="radio"/>	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	<input type="radio"/>	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	<input type="radio"/>	7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>食育年間計画や給食指導計画が作成され、全体的な計画や年間指導計画に食育を位置付けて取り組んでいる。給食は配食で同一法人の保育所から提供されている。献立表は季節が感じられる内容で、玄関先に「献立表」を掲示し、当日の献立は、担当が口頭で説明し、季節の果物が出る場合は、その果物に関する絵本等を意図的に見やすいところに置くなどの配慮をしている。給食時にランチオンマットを敷いたり、好きな席に座って食事をしている。弁当の日には、外で新聞紙を敷いて食べることもあり、食後は敷いていた新聞紙を使って、子どもなりの遊びを工夫している。素材の味や色、形などに気付くようになり、苦手な野菜なども少しずつ食べるようになる。個人差に配慮して食事量を調整しているが、戸外や室内で体を動かして遊ぶ環境づくりを心掛けて、空腹感を感じ食欲へとつなげている。食材は県産品、国産品を使用し、食器は耐熱用のメラミン樹脂で、ご飯と汁、おかずは2品皿、果物用を用意している。食育年間計画で野菜(ゴーヤーやキュウリ、トマト、人参、ジャガイモ等)を栽培し、収穫した野菜を園で調理し、カレーパーティーなど食材に親しむ活動をしている。保護者に、毎月「食育だより」を発行し、献立からのレシピなども掲載し、家庭と連携し、子どもが様々な食材を食べられるように支援している。毎月の献立表を保護者に配布している。</p>		

項 目			評価結果	
62	A⑰	②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。		
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	○	2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4	季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
		6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
		7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント		<p>■取組状況 栄養士も参加して行われている毎月の給食会議で、クラス毎に好評だった献立と人気なかった献立を報告し、気になることや要望等を伝え、栄養士と情報交換をしている。給食は各クラスごとに担当職員が対応し、一人ひとりの食べる量や好き嫌いを把握して配膳し、栄養士と相談して、好き嫌いが改善し、残量も減っている。園長が検食している。季節感や地域の食文化や行事食等を取り入れた献立として、昆布イリチー、人参シリシリー、もずくスープ、沖縄そば等、おやつでは、ちんびん、サーターアンダギーなどを提供している。着眼点7は、配食で外部搬入のため、評価対象外である。</p> <p>■改善課題 栄養士等による給食場面の観察や子どもとの交流の機会を設けること、及び残食については集計・分析して献立に反映させることが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	○	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	○	5 教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	
コメント		<p>■取組状況 家庭との日常的な情報交換は送迎時やコドモンや必要に応じて電話で伝えている。学級開きや個人面談(年2回)を実施し、保育参観、運動会や生活発表会等の行事を保護者の理解を得る機会とし、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援している。「入園のしおり」に年間行事や家庭との連携として〈園から家庭へ〉〈園と家庭との相互理解の為に〉〈家庭から園へ〉の項目を設定し、子育ての悩みを気軽に相談できることを記載している。子どもの活動の様子など、ドキュメンテーションにして、保護者に分かりやすい内容にして掲示している。運動会等の行事後や日常の様子を園だより、クラス便りで写真や子どもの声を保護者に伝え、園児の成長を共有している。家庭の状況は入園時の面接資料や週案会議等で情報共有し記録されている。個人面談や保育参観等は、保護者が参加しやすいよう日程や時間を工夫している。</p> <p>■改善課題 保護者へ個人面談の事前アンケートの実施や相談内容についての記録が望まれる。</p>	
A-3-(2)保護者等の支援			
64	A⑲	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
	○	2 保護者等からの相談に応じる体制がある。	
	○	3 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○	4 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	○	5 相談内容を適切に記録している。	
	○	6 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
コメント		<p>■取組状況 保護者が安心して子育てできる支援としては、送迎時や個人面談、園だよりクラス便り等で園での様子を伝え、保護者との信頼関係を築く機会としている。「入園のしおり」に子育てに関する悩みを気軽に相談できることを記載し、入園時に説明している。保護者からの相談窓口は担任とし、寄せられた相談で対応が困難な場合は、園長や主幹、担任で話し合い、助言を受けて対応している。相談内容や結果は週案会議、職員会議で報告し共有している。内容によっては市の子育て支援室と連携し、発達支援センターや放課後児童デイサービスの利用に繋げる等の対応をしている。玄関先には那覇市発行の那覇市子育て応援ガイドが掲示され、公民館や地域の子育て支援のポスターやパンフレットを掲示し情報を提供している。地域・家庭との連携の年間計画を作成し、「子育て応援Day」として園庭開放などのチラシを掲示している。</p> <p>■改善課題 保護者へ個人面談の事前アンケートの実施や相談内容についての記録が望まれる。</p>	

項 目			評価結果	
65	A⑳	㉔	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。		
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2	不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	○	7	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>家庭での不適切な養育等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防については、児童虐待防止マニュアルを整備し、子どもの言動や状態の変化(登園時の表情や服装、食事の様子、手足の傷や着替え時の身体の青あざ等)に注意を払い、気になる傷・あざ等の一覧票での申し送りや週案会議等で情報共有している。職員は個人面談や登降園時に保護者の意見や思いに耳を傾け、不適切な養育等の兆候を見逃さないよう配慮している。虐待が疑われる場合は主幹や園長に報告し、必要に応じ写真撮影等を行い、情報を共有し関係機関への連絡など対応が図られている。職員に対して、今年7月は虐待対応マニュアルに基づく研修を行い、8月には「園児の顔や身体にあざがある場合の研修」を実施し、早期発見・対応への対策を強化している。虐待の疑いのある園児については、個別の見守り専用ノートを作成し、子育て支援室、児童相談所、那覇市要保護児童対策地域協議会等と連携し対応している。</p>			

項 目

評価
結果

A-3-(3) 子どもへの不適切な関わりの防止等

66

A②	①	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
判断基準	a	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
	b	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない	
	c	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	不適切な関わり(暴力などの児童虐待、子ども一人一人の人格を尊重しないなどの不適切な保育)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども、保護者にその原因や内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規定に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。	
	○ 2	不適切な関わりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、不適切な関わりが行われていないことを確認している。また、不適切な関わりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	
	3	子どもの発達に応じて自分自身を守るための知識、具体的方法について説明する機会を設けており、不適切な関わりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	
	4	子どもへの不適切な関わりが疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、不適切な関わり等の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	
	○ 5	不適切な関わり等があった場合の組織的な対応について説明した資料を保護者等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、保護者や子ども等が自ら訴えることができるようにしている。	
コメント	<p>■取組状況 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見の取り組みについては、園長は園長会等で得た不適切な保育の事例について職員会議等で伝え、職員に不適切な関わりについて注意喚起している。保育士は指示的にならないよう「どうしたらいい、やってくれたら嬉しいな等」園児への言葉かけに注意し、子どもたちは、「先生間違っている、約束と違う」など率直に意見を言うことができている。職員会議等で不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引きを周知し、権利擁護に関するチェックリストを実施している。那覇市要保護児童対策協議会の子ども虐待に関する相談・通告のフローチャートを拡大し玄関に掲示している。</p> <p>■改善課題 現在整備されている虐待対応マニュアルは、家庭で発生した事例の対応内容になっているため、保育園で発生した不適切な関わり(虐待)に関するマニュアルを下記の内容で策定し、策定後は、職員へ周知徹底し、その周知度について、毎年「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて確認することが望まれる。不適切な関わり(虐待)に関するマニュアルに下記の内容を記載することが望まれる。</p> <p>①子ども一人ひとりに対して不適切な保育があった場合を想定して、職員・子ども、保護者にその原因や内容・程度等、事実確認をする仕組みを明示すること。 ②不適切な関わりがあった場合は「就業規則」に基づいて厳正に処分を行うこと。 ③不適切な関わりについて、行わないことを職員に徹底すること。 ④不適切な関わりを発見した場合は、必ず施設長に報告すること。 ⑤子ども自ら訴えることができるように具体的な例を示して子どもに周知すること。 ⑥不適切な事案が発生した時、第三者の意見を聞く体制について明示すること。 ⑦届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みについて明示すること。 ⑧不適切な関わり等があった場合の組織的な対応について説明した資料を保護者等に配布、説明する内容を明示こと。</p>		